

人材紹介業務の運営に関する規定

第1：求人

1. 当社は、取扱職種の範囲に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金 労働時間当の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来社されて、所定の求人票によりお申込み下さい。直接来社出来ない時は、郵便、電話、ファックス、電子メール 又は当社ホームページからの申し込みでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示して下さい。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示が出来ないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外により 明示して下さい。

第2：求職

1. 当社は、取扱職種の範囲に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは、本人又はその代理人が直接来社されて、所定の求職票によりお申込み下さい。直接来社出来ない時は、郵便、電話、ファックス、電子メール又は当社ホームページからの申込みでも差し支えありません。

第3：紹介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就く事ができるよう尽力いたします。
2. 求人の方には、その希望に適合する求職者の紹介に尽力いたします。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示が出来ないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、選考日時等詳細をお伝えしますので、詳細に従って求人者へ赴いて頂きます。
5. 一旦求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って職業紹介に尽力いたします。
6. 当社は、労働争議に対する中立の立場を取る為、同盟罷業又は作業封鎖の行われている間は、求人者に紹介を致しません。
7. 就職が決定しました際には、求人者から別表の手数料表に基づき紹介手数料を申し受けます。

第4：その他

1. 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合には、迅速、適切に対応致します。
2. 雇用関係が成立しました際には、求人者、求職者両方から当社に対してその報告をして下さい。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかった際も同様に報告して下さい。

3. 当社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
4. 当社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切致しません。
5. 当社の取扱職種の範囲は、全職種、国内全域です。
6. 当社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。当社の業務は、すべて職業安定関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者に詳しくお尋ね下さい。